

随意契約（相手方指定）調書

件名	投票用紙自動読取分類機運用保守及び投票用紙計数機保守点検委託（荒川区長選挙）	5200617
工（納）期	令和6年11月11日	
契約締結日	令和6年9月26日	
契約金額	1,091,200円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 首都圏支店 (法人番号：5140001058614)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	投票用紙自動読取分類機運用保守及び投票用紙計数機保守点検委託（荒川区長選挙）
指名業者（案）	名称 グローリー株式会社 首都圏支店 所在地 東京都文京区本郷三丁目14番7号 代表者 支店長 後藤 英文
特命理由	<p>本件は、荒川区長選挙（令和6年11月10日執行）における、投票用紙自動読取分類機を安定的に運用するための保守等の業務を委託するものである。主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、上記業者は、区が導入している機器の製造元であり、分類機の詳細機能やプログラム構成と計数機に関する情報を熟知しているため、各機器の動作確認を履行できる唯一の業者である。</p> <p>また、上記業者は、他自治体においても様々な選挙で機器の保守点検業務や開票時の運用支援業務を受託した実績があり、経験が豊富で、荒川区における過去の業務履行状況も非常に良好であった。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を契約する。</p>
その他特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）